

# 福祉・医療

「ようこそ！ 邑楽へ」の人にも  
「これからも邑楽で」の人にも

# くらしのサポート制度

邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。そこで「サポート制度」をまとめました。年間を通して手元にあると便利かもしれません。



## 特定疾患等患者見舞金

経済的・精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため、特定医療費指定難病を受給している人などに見舞金を支給します。

- ▼対象(次のいずれかに該当する人)
  - ① 特定医療費(指定難病)を受給している
  - ② 小児慢性特定医療費を受給している
  - ③ じん臓機能障害などで人工透析療法を受けている
- ▼支給額 月額3,000円
- ▼申請方法 役場健康福祉課で申請する
- ▼必要書類 通帳
- ①の人は特定医療費(指定難病)受給者証
- ②の人は小児慢性特定医療費医療受給者証
- ③の人は身体障害者手帳
- ▼申請・問合せ先 役場健康福祉課 47-50224

## 介護用車両購入費補助

要介護者の福祉の向上や家族の負担を軽減するために、在宅の重度身体障がい児者や寝たきりの高齢者を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部を補助します。

- ▼対象(次のいずれかに該当する人やその家族)
  - ① 下肢・体幹機能障害の1・2級
  - ② おおむね65歳以上で、寝たきりの

## 補助対象 左表の通り

対象	補助金額 (福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から (a) 36か月以内 6万円 (b) 37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額 (上限10万円)

▼その他 車両が福祉車両と認められない場合もあります。購入前に役場健康福祉課にご相談ください

▼申請方法 役場健康福祉課で申請する

⚠️ 申請前の購入・改造は補助の対象になりません

- ▼申請・問合せ先 役場健康福祉課 47-50224



## 出張理・美容サービス

在宅で生活している寝たきりの高齢者などに、出張理・美容サービスを行います。

▼対象(次のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)
 

- ① 重度障がい者
- ② 65歳以上の寝たきり高齢者などで要介護4以上の1年以上

▼内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

- ▼申請方法 役場健康福祉課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場健康福祉課 47-50222

## 徘徊探知機の貸し出し

認知症高齢者を介護する家族などの負担を軽減することを目的に「徘徊探知機」を貸し出します。

- ▼対象 おおむね65歳以上の認知症高齢者などを在宅で介護する人
- ▼費用 月額1,000円
- ※利用者が町民税非課税の場合は無料。
- ▼申請方法 役場健康福祉課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場健康福祉課 47-50224

## 緊急通報装置の貸し出し

一人暮らしの高齢者などに「高齢者等緊急通報装置」を貸し出します。これは、簡単な操作で119番通報ができ、急病・災害など、もしものときに迅速な救護を行うためのものです。



- ▼対象(次のいずれかに該当する人)
  - ① おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
  - ② 日中高齢者のみの世帯
  - ③ 身体障がい者のみの世帯で、健康状態や身体状況または日常生活活動に支障のある人
- ▼費用 無料
- ▼申請方法 役場健康福祉課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場健康福祉課 47-50224、各地区の民生委員

## 紙おむつなどの支給

在宅で生活している寝たきりの高齢者や障がい児者(に、紙おむつなどの支給を行います。

- ▼対象(町内に住所があり、次のいずれかに該当する人)
  - ① 65歳以上の排せつ行為に支障の

## 見守り配食

高齢者に、安否確認を兼ねて栄養バランスの取れた食事(弁当)を配達します。

- ▼対象(次のいずれかに該当する人)
  - ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
  - ② 安否確認が必要
  - ③ 食事の確保と調理が困難
- ▼配食日 月・土曜日(祝日・年末年始を除く)のうち、希望曜日に夕食を提供
- ▼費用 1食500円
- ▼申請・問合せ先 町地域包括支援センター 47-50224、役場健康福祉課 47-5045



## 福祉医療費

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。

- ▼対象(次のいずれかに該当する人)
  - ① 子ども(中学校卒業まで)
  - ② 重度心身障害者(特別児童扶養手当1級・障害年金1級・身体障害者手帳1・2級・療育手帳A)
  - ③ 現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭、または父母のいない18歳未満の人
- ▼必要書類 保険証、印鑑
- ▼対象②の人 障害の程度を示した書類の写し(年金証書、身体障害者手帳、療育手帳など)
- ▼対象③の人 母子・父子家庭が分かる書類(戸籍謄本など)、源泉徴収票または非課税証明書(申請する年の1月1日に邑楽町に住所がなかった人)
- ▼支給対象の診療 保険診療に限る
- ※他の制度から医療費が支給された部分は対象外。
- ▼受給方法 県内の医療機関 福祉医療費受給資格者証を医療機関の受付で提示する
- ※県外の医療機関 医療費を一時立て替え払いし、福祉医療費給付申請書と領収書(保険点数が分かるもの)を役場住民課へ提出する
- ※退職や就職、保険組合の変更で保険証が変わったときは、必ず変更を届け出てください。

- ▼対象 中学校卒業後18歳に到達し



## 子どもが学校でけがをしたら… 災害共済給付金の申請を

学校・幼稚園・保育園などでケガをしたときには、災害共済給付金の申請ができます。治療費に加えて見舞金も給付されます。申請方法など詳しくは各学校にお問い合わせください。

※災害共済給付金が支給された金額は、福祉医療費支給対象外になります。

# こども・就学



▼申請・問合せ先 町教育委員会 学校教育課 ☎47-5041

**小中学校就学奨励費**  
小中学校の特別支援学級の児童生徒の保護者に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の2分の1)を支給します。支給には条件がありますので、5月下旬に学校を通じて保護者へお知らせします。

**高等学校等就学援助費**  
①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者  
②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる  
※支給は世帯の収入状況などにより決定します。

**就学援助費と奨励費**  
経済的な理由で、小中学校や高等学校などへの就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用を支給します。

## 就学援助費と奨励費

## 災害遺児手当

交通災害や労働災害で親などを失った児童の保護者に災害遺児手当を支給します。  
①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などをつけた児童  
②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童  
▼支給金額 児童一人につき月額3,000円  
▼申請方法 役場子ども支援課で申請する  
▼必要書類 住民票の写し、事故などを証明する書類(障害の程度を証明する書類、在学証明印鑑など)  
▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 ☎47-5044

# 妊娠・出産



▼助成回数 年度あたり1回(通算して5回まで)  
▼申請・問合せ先 保健センター ☎88-5533

	一般不妊治療	特定不妊治療	不育症治療
対象(※1)	タイミング療法・人工授精など	体外授精・顕微授精など	医療保険が適用されていない検査や診療
助成金額(※2)	自己負担額の2分の1の額で上限5万円	自己負担額の2分の1の額で上限10万円	自己負担額の2分の1の額で上限30万円
申請期限	治療を受けた日が属する年度の3月31日まで	治療が終了した日が属する年度の3月31日まで	治療が終了した月の翌月から6か月以内かつ、その年度の3月31日まで

※1 医師が必要と認めた治療で、文書料・食事代などは対象外。  
※2 他の公共団体が助成費を受けている場合は、その金額を引いた額が自己負担額。

**不妊・不育症治療の助成**  
▼対象(次の全てに該当する夫婦)  
①法律上の婚姻関係にある  
②夫婦の一方または両方が1年以上町内に在住している  
③町税の滞納がない  
▼内容 左表のとおり

## 妊活LINEサポート



QRコードまたはID検索で友達追加  
LINE ID:@famione

クーポンコード  
ora邑楽町大字〇〇  
[〇〇]にはお住いの大字名が入ります

- step1** LINEで公式アカウント(ファミワン プラス)を友達追加します
  - step2** チェックシートに相談内容を入力。初回のアドバイスが届きます
  - step3** クーポンコードを入力すると自由相談を無料で利用できます(※1)
- (※1)自由相談を無料で利用できるのは令和4年3月31日まで。

## 子育てを応援！ファミサポ会員募集

ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい人とできる人が会員となって、一時的な育児の支援を有償で行う組織です。仕事と育児の両立を支援し、保護者が少しでもゆとりを持って子育てができるように、円滑な相互援助活動をお手伝いします。

- 利用の流れ**
- ①会員登録**  
役場子ども支援課で会員登録(役場開庁時間に受け付け)  
※まかせて会員、どちらも会員は講習会の受講が必須。
  - ②援助の依頼**  
おねがい会員から依頼があると、まかせて会員に連絡をします
  - ③初回面談**  
おねがい会員とまかせて会員が直接会って、打ち合わせを行います
  - ④援助活動**  
内容についてお互いが同意すると、有償で支援が行われます

- 会員の種類・対象**
- まかせて会員**▶子育ての支援ができる人  
・町内在住または在勤  
・20歳以上の人(学生は除く)  
・センターの趣旨を理解いただける人
- おねがい会員**▶子育ての支援を受けたい人  
・町内在住または在勤  
・3か月～小学6年生までの子どもがいる人  
・センターの趣旨を理解いただける人
- どっちも会員**▶両方に該当する人
- 料金基準(子ども1人1時間あたり)**
- 月～金曜日(午前8時～午後6時)▶700円  
土・日曜日、祝日など(午前8時～午後6時)▶800円
- ※上記以外の時間は1時間あたり100円増。  
※その他、食費・交通費などは事前に両者で確認。

申込・問合せ先  
役場子ども支援課  
☎47-5048

例えばこんなとき…

- 保育施設や放課後児童クラブなどの送迎
- 保育開始前や終了後、放課後の預かり
- 保護者の病気や冠婚葬祭、外出時の預かり

## ●利用施設・日時など

施設名	曜日	時間
公立館林厚生病院(館林市成島町)	☉・㊦曜日 ※毎週ではありません。	午前9時30分～ 午後5時30分
鈴木助産院(太田市丸山町)	毎週☉・㊦・㊧曜日 ※祝日・年末年始除く。	

※時間は事前の相談で変更できます。

**産後ケア**  
出産直後の母乳育児への不安や身体への負担を軽減するため、助産師による心身ケアや乳房ケア、休養などの支援を行っています。  
▼対象 町内に住所のある産後3か月未満のお母さんと赤ちゃん



あなたの悩みに専門スタッフが寄り添い、対応します

**妊娠 出産 子育て**

どんなことでもご相談ください

邑楽町子育て世代包括支援センター(保健センター内) ☎88-5533  
▶利用時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

# 住まい・くらし

# 予防接種



## 高齢者肺炎球菌

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

①左表に該当し、自ら接種を希望する

②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を持つ

※①・②に該当する人で、すでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除きます。

※②に該当する人で、接種を希望する場合は、事前に保健センターに申請してください。

年齢	生年月日
65歳	昭和31年4月2日～32年4月1日
70歳	昭和26年4月2日～27年4月1日
75歳	昭和21年4月2日～22年4月1日
80歳	昭和16年4月2日～17年4月1日
85歳	昭和11年4月2日～12年4月1日
90歳	昭和6年4月2日～7年4月1日
95歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
100歳	大正10年4月2日～11年4月1日

▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼費用 2,000円

※公費補助は一人1回限り。

▼持参するもの 配布された通知書、保険証、接種費用

▼実施期間 4月1日(金)～令和4年3月31日(金)

## 浄化槽補助金

町では生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、浄化槽設置経費に対する補助金を交付します。

人槽区分	限度額	
	①新規設置	②転換設置
5人槽	13万2千円	38万4千円
7人槽	17万3千円	46万2千円
10人槽	22万8千円	58万5千円
工口補助金	—	10万円

▼補助対象 左表のとおり

①住宅を新築する際に浄化槽を設置する場合

②既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽を写真などで確認した上で、機能を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合

※工口補助金は②の条件を満たす場合の追加補助金。

▼申請期間 4月1日(金)～令和4年1月31日(金)

※予算額に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。

【注意事項】

・工事は浄化槽補助金申請をしてから始めてください。

・申請をせずに浄化槽工事を完了したものは補助対象外です。

## 麻しん・風しん

※実施期間外での接種は全額自己負担。

▼申込・問合先 保健センター ■88-55333

「麻しんにならない、麻しんにさせない」ための接種をしましょう。

▼対象

1期 満1～2歳に至るまでの幼児

2期 来年少学校入学の幼児(平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ)

▼接種期間

1期 満1～2歳に至るまで

2期 4月1日(金)～令和4年3月31日(金)

▼予防接種ができる医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼接種費用 無料

▼申込・問合先 保健センター ■88-55333

## 二種混合

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンの2期として小学6年生に接種します。

▼対象 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ

▼接種期間 4月1日(金)～令和4年3月31日(金)

▼予防接種ができる医療機関 館林

## 木造住宅の耐震サポート

申請手続きは一般的に浄化槽工事業者が代行して行っていますので、工事の契約をする前に浄化槽工事業者に確認してください。

▼申請・問合先 役場安全安心課 ■47-50306

【木造住宅耐震診断】

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。

▼対象となる建物(次の全てに該当する建物)

①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)

②平屋建てまたは2階建て

③在来軸組工法で建築したものである人

▼申請できる人(次の全てに該当する人)

①対象住宅の所有者で居住者

②町税などの滞納がない

▼申請期間 4月19日(金)～9月30日(金)

▼申請方法 役場都市建設課で申請する

▼必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)・印鑑

▼費用 1,000円(診断者の交通費)

【木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)】

▼対象となる建物 木造住宅耐震診断を受けた住宅

## 子宮頸がん

子宮頸がん予防ワクチンは中学1年生から高校1年生の女性を対象としています。副反応が一定の頻度で起こる場合があります。ワクチンの効果や副反応が起こる危険性を十分に理解した上で、接種を検討してください。

▼対象 平成17年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性

▼申込・問合先 保健センター ■88-55333

## くらしのQ&A

Q 予防接種をすれば、その病気になることはないの？

A 免疫効果は100%ではありません

予防接種をすれば、その病気に対する免疫を得ますが、その効果は100%ではありません。ただし、インフルエンザなどの予防接種は感染の予防だけでなく、感染後の重症化を防ぐ効果などがあります。

## 精密耐震診断の補助金

費用の2分の1の額(上限13万6千円)

▼耐震改修工事の補助金 費用の2分の1の額(上限80万円)

※申請方法や必要書類については、事前に確認してください。

▼申請・問合先 役場都市建設課 ■47-50301

## 住宅リフォーム補助金

個人住宅のリフォームを行う場合その経費の一部を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内在住で、住民登録がある

②町税などの滞納がない

③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改修・補修に係る補助金を受けていない

▼補助対象住宅(次の全てに該当する住宅)



①自らが町内に所有し、かつ居住する

②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分

▼補助対象となるリフォーム(次の全てに該当するリフォーム)

①町内施工業者による施行

②工事費(消費税別)が20万円以上

③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増改築など

▼対象となる工事 住宅の増改築、内装・外装工事、建具工事(戸・障子・ふすま)、畳の張り替え、ガラス工事(アルミサッシ・戸、台所・トイレ・風呂など水回り工事など)

▼対象とならない工事 住宅本体以外の工事(物置・車庫・別棟離れの建築工事、購入設備(家電製品・家具・備品など)

▼補助金額 工事費(消費税別)の10%

※最高限度額20万円。

※1住宅1回限りの補助。

※交付は予算の範囲内に限る。

▼申請・問合先 役場商工振興課 ■47-50206

広報おうらは毎月発行の町の広報紙です。生活に必要な情報や邑楽に生きる人々のくらしの様子などを掲載しています。

問合先▶役場企画課 ■47-5007



新型コロナウイルスワクチン接種に関する最新情報は、町ホームページや各班回覧などでお知らせします。

その他の最新情報は以下のQRコードからでも確認できます



町ホームページ ▲ おうらお知らせメール ▲ Twitter(ツイッター) ▲

